

教育と文化

本文のみ
科学技術・学術政策研究所が仮訳

高等教育機関における職員



2017

逐次刊行物: 年鑑
2018年9月24日刊行
コード番号: 2110440177004

連絡先:
www.destatis.de/kontakt
電話: +49 (0) 611 / 75 24 05

© 連邦統計局 (Destatis), 2018
複製及び配布(抜粋も含む)には、出典元を明記すること。

目次

本文のみの仮訳です。

本文部分

高等教育機関職員統計の品質保証.....	4
大学教授資格統計の品質保証.....	6
領土状況、符号の説明、略記及び問い合わせ先.....	8
序文.....	9
説明.....	11

表部分

集計概要

1 州別の2008年～2017年の職員及び学生.....	16
2 高等教育機関の種類別の2008年～2017年の職員及び学生.....	19
3 州別及び高等教育機関の種類別の2008年～2017年の職員.....	20
4 職員グループ別の2008年～2017年の職員.....	22
5 専門上の所属の科目グループ別及び教育・研究分野別の2008年～2017年の本務の学術系及び芸術系職員.....	24
6 州別、高等教育機関の種類別、性別別、国籍別及び雇用関係別の2017年の学術系及び芸術系職員.....	28
7 州別及び高等教育機関の種類別の2008年～2017年の大学教授資格取得者.....	29
8 専門上の所属の科目グループ別及び教育・研究分野別の2008年～2017年の大学教授資格取得者.....	31
9 州別、高等教育機関の種類別、科目グループ別及び性別別の学生補助員2017年.....	35

詳細な分類表

高等教育機関職員

1 役職名別、資格取得状況別及び高等教育機関の種類別の職員.....	36
2 役職名別、資格取得状況別及び州別の職員.....	40
3 役職名別、資格取得状況別及び専門上の所属の科目グループ別の職員.....	48
4 州別及び専門上の所属の科目グループ別の職員.....	56
5 専門上の所属の科目グループ別及び教育・研究分野並びに高等教育機関の種類別の職員.....	62
6 州別及び高等教育機関の種類別の職員.....	66
7 高等教育機関の種類別、州別、高等教育機関別及び雇用関係別の職員.....	72
8 全てのラウフバーングループにおける学術系及び芸術系職員並びに高等教育機関の種類別、州別、高等教育機関別及び高等教育機関の最高学位別の高級職の事務系・技術系・その他の職員.....	92
9 高等教育機関の種類別、専門上の所属の科目グループ別及び教育・研究分野別、雇用関係別及び職員グループ別の学術系及び芸術系職員.....	110

続き：高等教育機関職員

10 専門上の所属の科目グループ別、役職名別、進行中の資格取得審査別及び資金調達の種類別のフルタイム相当の学術系及び芸術系職員...	135
11 専門上の所属の科目グループ別、役職名別、進行中の資格取得審査別及び正規労働時間の割合別の非常勤の学術系及び芸術系職員.....	173
12 専門上の所属の科目グループ別、役職名別、進行中の資格取得審査別及び雇用関係別の本務の学術系及び芸術系職員.....	208
13 専門上の所属の科目グループ別、役職名別、年齢グループ別及び平均年齢別の学術系及び芸術系職員.....	234
14 出生州別及び専門上の所属の科目グループ別の学術系及び芸術系職員.....	246
15 高等教育機関の種類別、専門上の所属の科目グループ別、役職名別、65歳一長期的な雇用一での 予定退職別の本務の学術系及び芸術系職員.....	250
16 専門上の所属の科目グループ別及び教育・研究分野別、教授招聘時の年齢別並びに平均年齢別の教授.....	273
17 専門上の所属の科目グループ別及び教育・研究分野別並びに終身教授への初回招聘時の事前資格の種類別の終身教授.....	280
18 専門上の所属の科目グループ別及び教育・研究分野別、活動分野別並びに職員グループ別の事務系・技術系・その他の職員.....	286
19 専門上の所属の科目グループ別、役職名別、雇用関係別及び資金調達の種類別の事務系・技術系・その他の職員.....	293
20 専門上の所属の科目グループ別及び教育・研究分野別及び高等教育機関の種類別の本務の事務系・技術系・その他の職員.....	312
21 高等教育機関の種類別、州別及び高等教育機関運営に携わる地位の種類別の高等教育機関運営に携わる職員.....	316

大学教授資格取得者

22 州別、高等教育機関別及び専門上の所属の科目グループ別.....	320
23 専門上の所属の科目グループ別及び教育・研究分野別並びに州別.....	324
24 専門上の所属の科目グループ別及び教育・研究分野別、大学教授資格取得年齢別並びに大学教授資格取得時 の平均年齢別.....	332
25 役職名別及び専門上の所属の科目グループ別.....	336

高等教育機関協議会

26 高等教育機関の種類別、州別、高等教育機関別及び性別別の高等教育機関協議会の構成員.....	338
--	-----

付録

一覧1: 科目グループ、教育・研究分野、専門領域.....	351
一覧2: 役職名グループ及び役職.....	356
調査シート: 学術系及び芸術系の高等教育機関職員.....	358
調査シート: 事務系・技術系・その他の職員.....	360
調査シート: 大学教授資格取得者.....	362
州統計局の住所リスト.....	363
ドイツ連邦共和国の各州の文部省・科学省の住所リスト.....	364
高等教育統計のインターネットサイトの一覧.....	366
他の機関の高等教育機関情報を掲載したインターネットサイトの一覧.....	367

高等教育機関職員統計の品質保証

1 統計に関する一般的な記載

1.1 統計の名称:

高等教育機関職員統計

1.2 報告期間:

報告年度

1.3 調査期日:

施行日:12月1日

1.4 周期:

毎年

1.5 地域毎の調査地域:

高等教育機関、連邦諸州、連邦領土

1.6 調査全般、調査単位の分類の原則:

高等教育機関(大学病院を含む)の学術系及び非学術系職員

1.7 調査単位:

施行日に兼務又は本務で従事する職員が対象とされる。

1.8 法的根拠、規程、勧告:

2016年3月2日付の法律第1条(BGBI.I,342頁)によって最後に改正された、1990年11月2日付の高等教育統計法(高等教育制度の統計に関する法律-HStatG)(BGBI.I,2414頁)

1.9 機密保持及びデータ保護:

結果は、個々の高等教育機関及び高等教育機関の所在地に関連して公表されることがある。表は、たとえ表のフィールドに1件しか示されていないとしても、学問及び研究を管轄する州・連邦当局に計画目的のために送られることがある。それ以外の場合は、連邦統計法(BStatG)の機密保持規程が適用される。

2 統計の目的及び目標

2.1 調査内容:

被雇用者の社会人口統計学的特徴、高等教育機関、高等教育機関の種類、専門・組織上の所属、評価分類、資金調達の種類、招聘年(教授の場合)、高等教育機関の最高学位、進行中の資格取得審査

2.2 統計の目的:

結果は、連邦政府及び諸州政府並びに高等教育機関そのものにおける一般教育・高等教育計画(特に職員計画)のための情報を提供する。

2.3 統計の主な利用者:

統計の主な利用者は、国家・国際レベルでの政府及び行政である。国家レベルでは、特に、教育、学問及び研究を管轄する州・連邦当局並びに高等教育機関が挙げられ、国際レベルでは、OECD及びユーロスタットが挙げられる。更なる主なデータ利用者は、研究機関、職業組合、教育・文化機関、民間企業及び情報サービスプロバイダー並びにメディアである。

2.4 利用者の参入:

これは、特に、統計を高等教育計画の現在の展望及び要望に合わせるよう連邦統計局に対して助言する高等教育統計委員会によって行われる。高等教育統計委員会には、特に各州の文部省、連邦教育・研究省、高等教育機関及び学術協議会の代表者並びに高等教育・職員計画の質問を委ねられている学術機関が代表として含まれる。

3 調査方法

3.1 データ収集の方法:

これは、管理目的のために調査された高等教育機関の管理データを介して行われる。職員統計は、高等教育機関の管理データに基づく二次調査(全数調査)である。

3.2 調査ツール及び報告ルート:

職員統計は、高等教育機関の管理データに基づく二次調査(全数調査)である。

3.3 情報提供義務者の負担:

情報提供を義務づけられているのは、被雇用者自身ではなく、管理データから職員統計に関連するデータを提供する高等教育機関である。データを州統計局に報告しなければならない場合には、高等教育機関・その当局が負担を負っている。

3.4 アンケート調査の文書化:

付録を参照

4 正確性

4.1 正確性の質的総合評価:

原則として、高等教育機関当局により被雇用者が完全に対象に含まれることに基づき、職員統計の結果は正確であると評価される。職員統計の品質は、高等教育機関当局によって提供されるデータの品質(完全性、正確性)に実質的に依存する。

5 時事性

報告年度の最終結果の公表は、翌年の10月にFachserie 11, Reihe 4.4「高等教育機関における職員」において行われる。

報告年度の予備的な主要データは、翌年7月に発行される予備報告書(作業文書)の形で公表される。

6 時間的及び空間的な対比性

1992/93年の冬学期の高等教育統計法に従った調査プログラムの変更に伴い、ドイツ全土の職員統計の方法論的統一化が行われており、連邦諸州同士の対比性が保証されている。

7 他の調査への引用

職員統計は、更なる計算、例えば高等教育部門(例えば教員一人当たり生徒数)の高等教育・財務統計指数のためのデータを提供する。これは、学生/試験・高等教育財務統計と方法論的に密接に関連している。

8 更なる情報源

職員統計の連邦結果は、毎年10月にFachserie 11, Reihe 4.4「高等教育機関における職員」として公表され、これらはwww.destatis.de/publikationenから無料でダウンロード可能である。さらに、職員統計の結果は、連邦統計局の横断的な出版物において公表される。

公式の高等教育統計システムに関する更なる情報は、月刊誌「経済と統計(Wirtschaft und Statistik)」(Jhrg.1995年、第4号、267頁以下)に発行される「公式の高等教育統計の展望と課題(Entwicklung und Aufgaben der amtlichen Hochschulstatistik)」(Brings/Hörner)という記事に掲載される。

担当窓口:

Stefan Brings

電話: +49 (0) 611 / 75 24 46

ファックス: +49 (0) 611 / 72 40 00

インターネット: www.destatis.de/kontakt

大学教授資格統計の品質保証

1 統計に関する一般的な記載

- 1.1 **統計の名称:**
大学教授資格統計
- 1.2 **報告期間:**
報告年度
- 1.3 **調査期日:**
報告年度に完了した大学教授資格取得審査を調査する。
- 1.4 **周期:**
毎年
- 1.5 **地域毎の調査地域:**
高等教育機関、連邦諸州、連邦領土
- 1.6 **調査集団、調査単位の分類の原則:**
報告年度に完了した大学教授資格取得審査において大学教授資格付与権を有する全ての大学及びそれに準ずる学術的高等教育機関(大学病院を含む)が対象とされる。
- 1.7 **調査単位:**
大学教授資格付与権を有する大学及びそれに準ずる学術的高等教育機関(大学病院を含む)における大学教授資格取得者・大学教授資格取得志願者
- 1.8 **法的根拠、規程、勧告:**
2016年3月2日付の法律第1条(BGBl. I. 342頁)によって最後に改正された、1990年11月2日付の高等教育統計法(高等教育制度の統計に関する法律—HStatG)(BGBl. I. 2414頁)
- 1.9 **機密保持及びデータ保護:**
結果は、個々の高等教育機関及び高等教育機関の所在地に関連して公表されることがある。表は、たとえ表のフィールドに1件しか示されていない場合でも、学問及び研究を管轄する州・連邦当局に計画目的のために送られることがある。それ以外の場合は、連邦統計法(BStatG)の機密保持規程が適用される。

2 統計の目的及び目標

- 2.1 **調査内容:**
完了した大学教授資格取得審査、大学教授資格取得志願者の社会人口統計学的特徴(国籍も含む)、高等教育機関、高等教育機関の種類、専門・組織上の所属、大学教授資格取得時点の公法上の勤務関係／雇用関係
- 2.2 **統計の目的**
結果は、連邦政府及び諸州政府並びに高等教育機関そのものにおける一般教育・高等教育計画(特に職員計画)のための情報を提供する。
- 2.3 **統計の主な利用者:**
統計の主な利用者は、国家・国際レベルでの政府及び行政である。国家レベルでは、特に、教育、学問及び研究を管轄する州・連邦当局並びに高等教育機関が挙げられ、国際レベルでは、OECD及びユーロスタットが挙げられる。更なる主なデータ利用者は、研究機関、職業組合、教育・文化機関、民間企業及び情報サービスプロバイダー並びにメディアである。
- 2.4 **利用者の参入:**
これは、特に、統計を高等教育計画の現在の展望及び要望に合わせるよう連邦統計局に対して助言する高等教育統計委員会によって行われる。高等教育統計委員会には、特に各州の文部省、BMBF(連邦教育・研究省)、高等教育機関及び学術協議会の代表者並びに高等教育・職員計画の質問を委ねられている学術機関が代表として含まれる。

3 調査方法

3.1 データ収集の方法:

これは、管理目的のために収集された高等教育機関の管理データを介して行われる。大学教授資格統計は、高等教育機関の管理データに基づく二次調査(全数調査)である。

3.2 調査ツール及び報告ルート:

大学教授資格統計は、高等教育機関の管理データに基づく二次調査(全数調査)である。

3.3 情報提供義務者の負担:

情報提供を義務づけられているのは、被雇用者自身ではなく、管理データから大学教授資格統計に関連するデータを提供する高等教育機関である。データを州統計局に報告しなければならない場合には、高等教育機関・その当局が負担を負っている。

3.4 アンケート調査の文書化:

付録を参照

4 正確性

4.1 正確性の質的総合評価:

原則として、高等教育機関当局により被雇用者が完全に対象に含まれることに基づき、大学教授資格統計の結果は正確であると評価される。大学教授資格統計の品質は、高等教育機関当局によって提供されるデータの品質(完全性、正確性)に実質的に依存する。

5 時事性

報告年度の最終結果の公表は、翌年の10月にFachserie 11, Reihe 4.4「高等教育機関における職員」において行われる。情報目的のために、これらのデータは、通常、早くも6月には利用可能であり、プレスリリースによって知らされる。

6 時間的及び空間的な対比性

1992/93年の冬学期の高等教育統計法に従った調査プログラムの変更に伴い、ドイツ全土の大学教授資格統計の方法論的統一化が行われており、連邦諸州同士の対比性が保証されている。

7 他の調査への引用

大学教授資格統計は、更なる計算、例えば高等教育部門(例えば教員一人当たり生徒数)の高等教育・財務統計指数のためのデータを提供する。これは、職員・高等教育財務統計と方法論的に密接に関連している。

8 更なる情報源

大学教授資格統計の連邦結果は、毎年10月にFachserie 11, Reihe 4.4「高等教育機関における職員」として公表され、これらはwww.destatis.de/publikationenから無料でダウンロード可能である。

公式の高等教育統計システムに関する更なる情報は、専門誌「経済と統計(Wirtschaft und Statistik)」(Jhrg.1995年、第4号、267頁以下)に発行される「公式の高等教育統計の展望と課題(Entwicklung und Aufgaben der amtlichen Hochschulstatistik)」(Brings/Hörner)という記事に掲載される。

担当窓口:

Stefan Brings

電話: +49 (0) 611 / 75 24 46

ファックス: +49 (0) 611 / 72 40 00

インターネット: www.destatis.de/kontakt

領土状況

ドイツという記載は、1990年10月3日以降の領土状況によるドイツ連邦共和国を指す。

旧連邦領土という記載は、1990年10月3日以前の領土状況によるドイツ連邦共和国を指し、旧西ベルリンを含む。

新連邦州及び旧東ベルリンという記載は、ブランデンブルク州、メクレンブルク＝フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン＝アンハルト州、テューリンゲン州及び旧東ベルリンを指す。

符号の説明

- =データが存在しない
. = 数値は不明または機密扱い

X = 言及しても意味を成さないため、表のセル中への入力は省かれる

略記

i	=	合計	BW	=	バーデン＝ヴュルテンベルク
m	=	男性	BY	=	バイエルン
w	=	女性	BE	=	ベルリン
Abt.	=	部門	BB	=	ブランデンブルク
FB	=	学科	HB	=	ブレーメン
FH	=	専門大学	HH	=	ハンブルク
GH	=	高等教育機関	HE	=	ヘッセン
H	=	高等教育機関	MV	=	メクレンブルク＝フォアポンメルン
PH	=	教育大学	NI	=	ニーダーザクセン
TH	=	工科大学	NW	=	ノルトライン＝ヴェストファーレン
TU	=	総合工科大学	RP	=	ラインラント＝プファルツ
U	=	大学	SL	=	ザールラント
VerwFH	=	行政専門大学	SN	=	ザクセン
LA	=	教職	ST	=	ザクセン＝アンハルト
			SH	=	シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン
			TH	=	テューリンゲン

問い合わせ先

高等教育機関

電話: +49 (0) 611 / 75 41 40

インターネット: www.destatis.de/kontakt

学校、職業教育、継続教育、訓練補助

電話: +49 (0) 611 / 75 28 57

インターネット: www.destatis.de/kontakt

教育報告書

電話: +49 (0) 611 / 75 41 35

インターネット: www.destatis.de/kontakt

研究、文化

電話: +49 (0) 611 / 75 41 48

インターネット: www.destatis.de/kontakt

序文

2016年3月2日付の法律第1条(BGBI.I,342頁)によって、1990年11月2日付の高等教育統計法(BGBI.I,2414頁)が修正され、一部補足された。そのため、公式の高等教育統計に関する出版物の一部を作成し直す必要がある。職員統計に関しては、2016年の報告年度から以下の変更点が特に重要である:

- ポスト配置統計の廃止
- 特に職員の資格及び進行中の資格取得審査の記載に関する特徴項目の拡充:この拡充に伴い、全てのラウフバングループにおける学術系及び芸術系職員並びに高級職の事務系・技術系・その他の職員において、高等教育機関の最高学位に関するデータ、資格取得状況の種類に関するデータ、終身教授への初回招聘時の事前資格に関するデータ、さらに高等教育機関運営における地位に関するデータが調査される。
- 高等教育機関協議会の構成員に関する調査の導入

2015年の報告年度までのFachserie 11, Reihe 4.4の報告書と比較して、以下の変更点が生じた:

- 以前のポスト配置統計の各報告年度に関連した結果を伴う、以前の集計一覧10, 11及び12並びに表17及び18は省略されている。それに応じて、集計一覧1及び2並びに表7において、2015年の報告年度までポスト配置統計の結果を提示していた表の列は省略されている。
- 表1～3(役職名別及び俸給・報酬グループ別の職員)には、テニュアトラック制の教授の数についての追加の行及び若手研究者グループリーダーの数が補足された。
- 学術系及び芸術系職員(全てのラウフバングループ)並びに高級職の事務系職員について高等教育機関の最高学位を示す表(8)並びに教授について終身教授への初回招聘時の事前資格を示す表(17)並びに高等教育運営におけるそれぞれの地位を示す表(21)が補足された。
- 加えて、学術系及び芸術系職員における進行中の資格取得審査(進行中の博士学位試験・進行中の大学教授資格試験)に関するデータを示す合計3つの表が補足された。同時に、新しい表10には、専門上の所属別、役職名別、進行中の資格取得審査別並びに資金調達の種類別の全体の学術系及び芸術系職員(フルタイム相当)が示されている。新しい表11には、専門上の所属別、役職名別、進行中の資格取得審査別並びに労働時間別の非常勤の学術系及び芸術系職員が示されている。新しい表12には、専門上の所属別、役職名別、進行中の資格取得審査別並びに雇用関係(フルタイム/パートタイム、期限なし/期限付き)別の本務の学術系及び芸術系職員が示されている。専門上の所属別、雇用関係別及び職員グループ別の学術系及び芸術系職員に関する以前の表9は省略されている。
- 2017年の報告年度に初めて実施された高等教育機関協議会の構成員の数と性別に関する調査結果を示すために、さらに表26も出版物に補足された。

更なる表は、2015年のFachserieと比較して変更されていない。ただし、削除と新規追加の関係で、ナンバリングに一部変更が生じている。したがって、表8が9に、表10が13に、表11及び12が表15及び16に、表13が14に、表14～16が表18～20に、そして表19～22が表22～25となった。

新しい特徴の調査において、2017年の報告年度でも、一部の州及び高等教育機関が過少収集及び誤差収集の対象である。そのため、新たな表または補足された表は、2017年の絶対数とその相対的な意味の両方に関して一部歪曲された事実を反映している。誤解を避けるために、上記の各表では、過少収集・限定的な情報的価値が結果的に含まれる可能性があることも指摘される。

本誌Fachserieに提示された職員統計の結果を経時的に解釈する際には、2016年の最新報告年度以前の段階で効力を生じている以下の変更点も考慮する必要がある。2007年以降、つまり、本誌Fachserieに表示されている期間の変更点のみが指摘される。

- 2008年12月3日付のバーデン＝ヴュルテンベルク州デュアル大学の設立に関する法律によって、バーデン＝ヴュルテンベルク州の職業アカデミーはデュアル大学に改編された。デュアル大学の職員は、2009年の報告年度から高等教育機関職員統計に示されている。
- 2014年の報告年度以降、表13、15及び24では、学生・試験統計に応じて中央値の計算が調整されている。表16には、「中央値」という列が補足された。
- 学術協議会のワーキンググループ「専門分類とシソーラス」及び高等教育統計委員会のプログラムワーキンググループの勧告に基づき、2015年の報告年度において専門分類が変更された。これらには、特に本文の変更だけでなく、専門グループの統括又は教育・研究分野の他の科目グループへの移行も含まれている(付録の一覧1を参照)。そのため、教育・研究分野「心理学」及び「教育学」並びに以前の研究分野「特殊教育」は、科目グループ「人文科学」(以前は「言語・文化科学」)ではなく、現在は科目グループ「法学・経済学・社会科学」に示されている。教育・研究分野「情報学」は、科目グループ「数学」・「自然科学」ではなく、現在は科目グループ「工学」に示されている。以前は別個に示されていた科目グループ「獣医学」は、科目グループ「農学・林学・栄養科学・獣医学」に吸収されている。
したがって、2015年の報告年度からの高等教育統計の結果は、上記の科目グループについては前年度と限定的にのみ比較可能である。

この刊行物では、読みやすさとスペース確保の点から、職員グループ、役職等に言及する際は一貫して男性形を使用している。これらの名称には、高等教育機関における女性被雇用者が含まれる。

それにともない、異なる特徴が調査される。

高等教育機関

説明

高等教育機関として示されるのは、設置者に関わらず、州の法律に従って認可された全ての高等教育機関である。

大学には、総合大学、工業大学及びそれらに準ずる他の学術的高等教育機関(教育大学及び神学大学を除く)が含まれる。

教育大学は、主に博士学位授与権を有する学術的高等教育機関である。教育大学は、1994年の報告年度以降、バーデン＝ヴュルテンベルクに独立した機関として唯一存在するのみである。それ以外の州では、教育大学は大学に含まれており、これらの項目に示される。

神学大学は、教会法上の並びに国立の哲学・神学及び神学高等教育機関であり、大学の神学学部／学科ではない。

芸術大学は、美術、造形、音楽、演劇、メディア、映画及びテレビに関する高等教育機関である。

専門大学は、技術者及び、特に経済学、社会工学、造形学及び情報学の分野における職業のための課程において、もっぱら応用に関連した教育を提供する。

専門大学(行政専門大学を除く)及び行政専門大学は、別々の種類の高等教育機関として示される。後者のグループには、連邦及び州の非技術系の上級職のための後継候補を育成する当局に所属する専門大学が統合される。他の高等教育機関の種類に分類されている官庁所属の高等教育機関もさらに存在している。

総合制高等教育機関:総合制高等教育機関が大学に改編されることにより、総合制高等教育機関は、2002年の報告年度以降、独立した高等教育機関の種類として記録及び報告されるのではなく、高等教育機関の種類「大学」に分類される。

職員

調査には、州又は高等教育機関との任用関係がない場合であっても、調査施行日(12月1日)に高等教育機関において本務・兼務で従事する職員全体の職業活動事例が含まれる。その際、原則として、学術系及び芸術系職員と、非学術系(事務系・技術系・その他の)職員とは区別される。

高等教育機関における任務に応じてさらに区別することで、4つの主要なグループに職員が分類される:

- 本務で学術的・芸術的活動に従事する職員、
- 兼務で学術的・芸術的活動に従事する職員、
- 本務で非学術的活動に従事する職員及び
- 兼務で非学術的活動に従事する職員

本務で学術的・芸術的活動に従事する職員は、大学大綱法の規則によって連邦で統一的に決定される。統計では、4つのグループに分類されている:

- 教授、
- 講師及び助手、
- 学術協力者・芸術協力者、
- 特別任務教員

教授(ジュニアプロフェッサーを含む)は、その者の公法上の勤務関係の詳細な形成に基づき、その者が所属する大学に課せられている任務を、その者の専門領域の学術及び芸術、研究及び教育において独立して担う。

注意事項:

2002年の報告年度以降、大学大綱法の第5次改正に従って、高等教育職員統計の調査にジュニアプロフェッサー並びにW3教授及びW2教授が含まれる。これに関して留意すべき点は、関連する連邦法を既に州の法律に移行させていた連邦州からの「真正な」ジュニアプロフェッサーのみが事実上報告されていることである。

講師及び助手として、連邦統計では大学教員(教授を除く)と、大学教員のキャリアのための後継候補とが統合される。具体的には、特に以下のとおり分類される。

- 高等教育機関講師、
- 上級助手、
- 上級技術者、
- 学術助手・芸術助手

高等教育機関講師は、その者の勤務関係の詳細な形成に基づき、その者が所属する大学に課せられている任務を、学術及び芸術、研究及び教育においてそれぞれ独立して担う。

上級助手及び上級技術者は、指示に従ってその者により独立して実施される教育業務を行うとともに、学術的業務を遂行する。

学術助手は、研究及び教育において、更なる学術的資格の取得にも役立つ学術的業務を遂行しなければならない。能力・業績水準に応じて、自らの学術的な作業に十分な時間が与えられる。学術的業務には、専門知識及び実践的なスキルを学生に伝え、学術組織の活用の仕方を教える。医学分野では、健康管理に関する活動も学術的業務に含まれる。学術助手は、教授にそれぞれ配属され、その者の任務を、教授が専門上の責任を負った上で担う。

同様の規則が芸術助手に適用される。

学術協力者・芸術協力者のグループに含まれるのは、特に以下の者である。

- 学術研究員、上席研究員及び特任研究班長、
- 雇員関係における学術協力者・芸術協力者。

学術協力者は、学術活動に携さわる、学科、学術施設又は管理組織に配属された官吏及び雇員である。

学術活動には、提供する教育に必須である場合、専門知識及び実践的なスキルを、学生に伝え、学術知識の活用の仕方を教育することも含まれる。医学分野では、健康管理に関する活動も学術的業務に含まれる。

教授又は高等教育機関講師ではない、高等教育機関において本務で従事する医学、歯学又は獣医学の任務を持つ職員は、通常、大学構成員として学術協力者と同等に扱われる。

同様の規則が芸術協力者に適用される。

教授の雇用を必要としない実践的なスキル及び知識を伝えることが主に必要とされる場合、この教育を本務で従事する特別任務教員に委託することができる。

これらのグループには下記が含まれる：

- 高等教育機関業務における教員及び専門教員、
- 講師、
- その他の特別任務教員

兼職／兼任(公職)で従事する学術系及び芸術系職員には、州毎に異なる規則が適用される。したがって、連邦統計の分類は、州又は高等教育機関の分類とは個々のケースで異なる場合がある。

兼職／兼任(公職)で従事する学術系及び芸術系の高等教育機関職員は、通常、高等教育機関において通常の賃金協約による又は法定の週労働時間の半分以下の時間で勤務している。職務と任務は州の法的規則により、異なる。連邦統計は、以下の分類を使用する：

- 客員教授／退職教授、
- 教育受託者(非常勤教授、私講師、定員外教授を含む)、
- 学術(又は芸術)補助員(1997年以降は学生補助員なしのチューター)

「学生補助員」に関する特別な注意事項：

高等教育機関職員に関する統計の定義項目によれば、「学生補助員」は、学術補助員として従事し、州の法律に従って高等教育機関職員に含まれ、かつその者の業務が高等教育機関との契約で定められている場合にのみ登録される。例えば教授と私的な業務委託契約を結んでいる学生補助員は登録されていない。

多くの連邦州では、学生補助員は、州の法律に従って高等教育機関職員には含まれず、そのため公式統計では対象とされない。こうしたことから、学生補助員に関する調査データの各州にまたがった比較を得ることはできない。

したがって、1997年の報告年度以来、連邦統計局は、本Fachserieにおいて学生補助員が含まれていないドイツの高等教育機関における「学術系及び芸術系職員」並びに「職員全体」に関するデータのみを公開している。1992年～1996年の結果と比較することを可能にするために、本Fachserieは、学生補助員に関する主要データを含む集計一覧9を含む。しかしながら、これらは上記の制限事項の対象であり、学生補助員に関するデータを解釈する際に考慮しなければならない。

本務・兼務の非学術系職員は、官職名・役職名の基準に従って調査される。この職員グループには、本部・学科事務局及び図書館の職員、技術者及び技師、大学病院における介護職員、用務員、受付係、単純労働者、研修生などが含まれる。「技術系職員」には、データ処理業務も含まれる。

2001年まで個別に報告されていた「旧DDRの役職名が当時のままになっていた職員グループ」は、2002年の報告年度からドイツ全土に適用される役職名で分類される。

高等教育機関協議会

高等教育機関協議会(大学理事会、公的団体の理事会、財団理事会又は監査役会も含む)は、とりわけ戦略的な問題について高等教育機関に助言するだけでなく、例えば、管理上の決定も行う委員会である。高等教育機関協議会は、1990年代後半以降、大部分の高等教育機関に設置されている。しかしながら、それらの任務及び権利並びに高等教育機関協議会の構成は、州によって異なる。通常、高等教育機関協議会は、経済、政治、文化及び学術系の当該高等教育機関外部の構成員が過半数を占めている。

2017年の報告年度以降、高等教育統計法第3条第6項に従って、性別別の高等教育機関評議会の構成員数が毎年12月1日に州統計局によって調査される。高等教育機関運営者は、情報提供を義務づけられている。

フルタイム相当

職員の重み付けは、雇用関係と活動の種類(本務/兼務)に基づいて行われる。フルタイムの本務職員は1.0、非常勤の本務職員は0.5、兼務職員は0.2の数値による重み付けが行われる。

専門上の分類

専門上の所属又は分類は、連邦統計においては専門領域に従う。

それにともない、専門領域は、中核となる機関においては研究領域、教科・職務範囲を指し、高等教育機関職員の専門上の所属に関する連邦統計における最下位の集計単位である;連邦統計(付録を参照)の基準に応じて、可能な限り正確に報告されるべきである(例えば、社会教育学、財政学、木材技術、データ処理センター)。

職員・大学教授資格統計の専門領域は、学生・試験統計の「研究科目」と比較可能である。

複数の関連した専門領域を統合することによって、教育・研究分野が形成される。これらの領域は、職員・大学教授資格統計の科目統計の真ん中の集計単位を表し、学生・試験統計の「学習領域」にほぼ一致する。

隣接する教育・研究分野は、11のいわゆる科目グループに統合される。これらの領域は、職員・大学教授資格統計の科目統計の最上位の集計単位を形成し、中核機関の別個の報告を除き、学生・試験統計の科目グループと同一である。

組織上の分類

職員が分類されている高等教育機関に存在する最小組織単位が対象とされる。これは地域の状況によって異なる場合がある:

- 講座、ゼミナール、研修会、
- 学科、部局、
- 複数の講座、ゼミナール、研修会に用いられる施設(例えば、共同管理局、図書館)、
- 中核施設(例えば、大学当局、大学図書館、中央コンピューターシステム、社会施設)

組織単位は、以下のデータによって定義される:

- 組織単位のカテゴリー(例えば、研修会、部局、講座、クリニック)及び
- 教育・研究領域

本Fachserieでは、専門上及び組織上の所属の証明は、集計された各レベル「科目グループ」及び「教育・研究領域」でのみ行われる。職員の専門上及び組織上の分類時のプロセスが互いに異なることで結果的に違いが生まれるため、その点をデータの使用時に考慮しなければならない。

例として:ビジネス英語の講座は、経済学科に組織上分類される。そのため、教育・研究分野と、科目グループとは以下の互いに異なる職員の分類が生じる:

専門上の所属:専門領域がビジネス英語である場合、英文学、アメリカ学は教育・研究分野に、人文科学は科目グループに属する。

組織上の所属:カテゴリーが講座である場合、経済学は教育・研究分野に、法学・経済学・社会科学は科目グループに属する。

同じ講座が組織上人文学部に属している場合、職員について以下の一致した分類が生じる:

専門上の所属:専門領域がビジネス英語である場合、英文学、アメリカ学は教育・研究分野に、人文科学は科目グループに属する。

組織上の所属:カテゴリーが講座である場合、英文学、アメリカ学は教育・研究分野に、法学・経済学・社会科学は科目グループに属する。

表部分では、表の各見出しにおける分類の種類は、「...専門上の所属[分類]の...別の...」または「...組織上の所属[分類]の...別の...」によって区別される。

高等教育機関の報告集団

2017年の報告年度では、職員統計で合計434の高等教育機関が考慮された。

高等教育機関の種類*	D	BW	BY	BE	BB	HB	HH	HE	MV	NI	NW	RP	SL	SN	ST	SH	TH
高等教育機関の合計.....	434	71	48	42	14	7	21	34	8	29	70	22	6	27	10	13	12
大学.....	112	12	12	11	5	2	7	8	2	11	16	7	1	8	2	4	4
教育大学.....	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神学大学.....	16	-	2	-	-	-	-	6	-	-	5	2	-	-	1	-	-
芸術大学.....	53	8	8	6	-	1	2	3	1	2	9	-	2	6	2	2	1
専門大学(行政専門大学を除く).....	217	41	25	25	7	3	10	14	4	14	36	9	2	11	4	6	6
行政専門大学.....	30	4	1	-	2	1	2	3	1	2	4	4	1	2	1	1	1

* 複数の所在地を持つ高等教育機関は、本部の州で1回だけ数えられる。

大学教授資格試験

大学教授資格統計は、大学教授資格付与権を有する高等教育機関で報告年度に完了した全ての大学教授資格取得審査が対象とされる。大学教授資格付与権は、大学及びそれに準ずる学術的高等教育機関にある。2017年、旧連邦領土では71の、旧東ベルリンを含む新連邦州では17の高等教育機関により完了された大学教授資格試験が報告された。

大学教授資格付与権を持つ以下の高等教育機関では、2017年に大学教授資格取得審査は完了しなかった。

バーデン＝ヴュルテンベルク:

フライブルク・イム・ブライスガウ、PH
ハイデルベルク、PH
ルートヴィヒスブルク、
シュヴェービッシュ・グミュント、PH
カールスルーエ公立造形大学
シュトゥットガルト公立美術アカデミー

バイエルン:

アイヒシュテット・インゴルシュタット・カトリック大学

ベルリン:

ベルリン芸術大学

ハンブルク:

ハンブルク、ハーフェンシティ大学
ハンブルク・ハールブルク大学、TU

ヘッセン:

フルダ神学校(ローマ・カトリック)

ニーダーザクセン:

ブラウンシュバイク美術大学
ハノーファー音楽演劇大学

ノルトライン＝ヴェストファーレン:

パーダーボルン神学校(ローマ・カトリック)
ヴッパータール・ペーテル神学大学(プロテスタント)

ラインラント＝プファルツ:

私立ファレンダー企業経営学術大学
トリア神学校(ローマ・カトリック)
ファレンダー神学大学

ザクセン:

ドレスデン、(DIU)ドレスデン国際大学(私立大学)
ライプツィヒ商科大学(私立大学)

シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン:

Europa大学フレンスベルク(EUF)

テューリンゲン:

ヴァイマル音楽大学

大学教授資格試験は、特定の専門又は専門領域において研究及び教育のための特別な能力を証明するための学術的試験として機能する。大学教授資格試験の許可には、博士学位取得と、通常、数年間の学術的活動が必要である。

博士学位授与権を有する高等教育機関は、大学教授資格付与権を有する。

将来的な高等教育機関の教員にとって、大学教授資格は、教育権能(venia legendi)の付与及び私講師の法的地位の取得と伝統的な結び付きがあった。この関係は、州の法律の規程の違いに基づき、今日ではもはや統一されていない。

新たに大学教授資格を取得した者については、大学教授資格試験の専門領域に加えて、年齢及び性別、国籍、雇用関係の種類並びに専門・組織上の所属に関するデータが調査される。